

市長記者会見記録

日時：2019年11月5日（火）14時00分～15時15分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：「第12回川崎国際環境技術展」等の開催について（経済労働局）

【話題提供】令和元年台風第15号及び第19号による市内の概算被害額等について（総務企画局、財政局）

<内容>

《「第12回川崎国際環境技術展」等の開催について》

【司会】 お待たせいたしました。ただいまより、定例市長会見を始めます。

まず初めに、議題といたしまして、「第12回川崎国際技術展」等の開催につきまして、市長から御説明いたします。福田市長、よろしくお願ひいたします。

【市長】 まず、今月開催いたします第12回川崎国際環境技術展及び第32回テクノトランスファーほか関連事業について、報告をさせていただきます。

お手元の資料1ページを御覧ください。まず初めに、第12回川崎国際環境技術展についてでございます。今回は、会期をこれまでの2月から11月に変更し、開催いたします。また、今年7月に、国からSDGs未来都市に選定をされたことを踏まえ、国内外に向けて川崎発の優れた技術や取組を発信するとともに、SDGs関連企画を実施いたします。

会場につきましては、2の会場にありますとおり、カルッツかわさきにて開催いたします。今回は、環境技術展に加え、中小企業のものづくり技術などの展示・実演を行う第32回テクノトランスファーと同時開催をいたします。

また、4の出展状況でございますとおり、両展をあわせると過去最大の239団体、299ブースの出展予定がされておりました、そのうち、82団体は新規の出展者でございます。

今回の主な企画につきましては、5の主なポイントを御覧ください。今回は実りの秋の開催を記念した農にまつわる主催者企画として、スマートアグリに関する最先端技術の展示や、市内の農業団体の協力をいただき、農産物を販売するマルシェなどを開催いたします。また、2ページの上段にありますとおり、目玉企画として、日本総合研究所の寺島実郎氏と経済ジャーナリストの財部誠一氏に、それぞれの視点から今後の企業経営の展望などについて、御講演をいただきます。

さらに、その下ですが、本年7月に、国からSDGs未来都市に選定されたことを踏まえまして、SDGs関連セミナーやフォーラムを開催するとともに、2日目のグリーンイノベーションセミナーでは、第一線で活躍されている研究者やビジネスパーソンに御講演をいただき、新たなビジネスの展開につながるヒントを御提供いただきます。

また、下段にございますように、市民も楽しめ、ビジネスにも役立つ様々な企画を御用意しております。特に、今回、初めて川崎臨海部の立地企業の皆さんと連携し、「スマートコンビナートを目指して」をテーマに、川崎臨海部以外のコンビナートの方もお招きして、臨海コンビナート都市連携シンポジウムを開催いたします。

さらに、先進的な大手企業の協力により、地元小学生を対象とした環境出前授業を開催するとともに、臨海部の様々な先進的な取組を市民の皆様にご覧いただくため、水素関連企業やリサイクル施設などをめぐる見学ツアー、見学バスツアーも実施いたします。

詳細につきましては、展示会のダイレクトメールを参考資料として添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、資料3ページを御覧ください。テクノトランスファーinかわさき2019の開催でございます。テクノトランスファーは、公益財団法人神奈川産業振興センター、神奈川県、川崎市の共催で、神奈川県内の企業を中心に優れた工業製品・技術の展示・実演を行い、販路の拡大、商取引の促進を図ることを目的としており、今年で32回目の開催となります。

今回、会場を従来のKSPからカルッツかわさきに、開催時期を7月から11月に移し、川崎国際環境技術展と併催することといたしました。小体育室でテクノトランスファー、大体育室で技術展を同時開催し、個別ビジネスマッチング支援、セミナー等の相互乗り入れを可能にすることで、来場客者の向上や商談規模の拡大等を図り、テクノトランスファーの目的である販路の拡大、商取引の促進をより一層強化いたします。

続きまして、お手元関連資料4ページを御覧ください。関連事業について御説明をいたします。

初めに、低CO₂川崎ブランドでございますけれども、認定結果発表会を技術展初日の11月13日に、技術展会場内のプレゼンステージで行います。今年度は12件の認定があり、大賞は株式会社アイ・ビー・エスのバルチャーオートリセッタPROを用いたタイルカーペットの洗浄サービスと株式会社イズズのオフグリッドトレーラ

ーハウスの2件となりました。

タイルカーペットの洗浄サービスは、タイルカーペットを剥がして専用の洗浄装置で丸洗いすることにより、新品同様にリセットし、カーペットの寿命を延長する洗浄サービスです。オフグリッドトレーラーハウスは、太陽光発電システム、蓄電池、太陽熱温水器を備え、エネルギーの自給自足を実現したトレーラーハウスです。

そのほか、認定結果等は5ページを御覧ください。

次に、6ページを御覧ください。第16回川崎国際エコビジネスフォーラムについてでございます。今回のフォーラムは、「都市と産業の共生に向けて～SDGs未来都市かわさきから発信する環境と経済の好循環に向けて～」をテーマに開催いたします。国連環境計画国際環境技術センターのキース所長に基調講演をいただくとともに、初めてフォーラムに参加いただきます英国大使館やベトナム・フンイェン省、ドイツ・ザーベック市など、海外都市をはじめ大学、研究所、市内企業といった国内外の様々な立場の方々に、環境技術や環境への取組について御発表いただく予定でございます。

詳細につきましては、フォーラムのチラシを御覧ください。

以上、川崎国際環境技術展及びテクノトランスファーほか、関連事業について、環境分野はもとより、本市の特徴・強みを生かした様々な分野の取組を国内外に向けて発信し、市内産業のイノベーションや新たなビジネス創出につなげることにより、SDGs未来都市にふさわしい持続可能なまちづくりを推進してまいります。

私からの説明は以上でございます。

【司会】 それでは、本件につきまして、質疑応答に移らせていただきます。

進行につきましては、幹事社様、よろしくお願いいたします。

【幹事社】 1点、質問です。12回目を迎えているこの技術展なんかで新規の出展が大変多くて、過去最大になっています。この要因は、どういうふうにお考えになっているか聞かせてください。

【市長】 そうですね。今回、先ほど申し上げたとおり、テクノトランスファーと共催ということが、新規が増えている大きな要因の1つかと思いますし、また、認知度も、これは12回目を迎えているので大分高まってきていることも要因の1つにあるかなと思います。特に海外からのお客様も増えていることもあって、そういったところへのニーズ、あるいはそういう期待もあるのではないかと考えています。

【幹事社】 これ、時期を今回ずらしたのは、理由は何でしょうか。

【市長】 これは、様々な理由があるんですけども、2月は意外と環境展が近隣のところでも重なっていることだとか、あるいは天候の部分で、これまでも雪で開催で

きなかったことをごさいました。様々なことを考えると、連携できる時期だとか、ほかに競合しないとか、あるいは出展する人たちにとっても最もいい時期はどこかというものを総合的に勘案して、11月という設定にさせていただきました。

ですから今年は、2月と11月と年2回行うという形になりまして、そういう意味では事業者さんにとっても大変負担があるかなと思ったんですが、それでもやっぱり出展したいという方たちが非常に多いということは、この企画に対する期待も大きいかなと思っています。

【幹事社】 じゃ、今後は、来年も11月ということ。

【市長】 はい。

【幹事社】 わかりました。幹事からは以上です。ほかの方で、御質問、どうぞ。

【司会】 ほかいかがございますか。特になしということで、次の話題提供に移らせていただきます。

《令和元年台風第15号及び第19号による市内の概算被害額等について》

《市政一般》

【司会】 話題提供ですが、令和元年台風第15号及び第19号による市内の概算被害額等についてでございます。初めに、市長から御説明いたします。

【市長】 それでは、台風第19号に係る被害状況や本市の対応につきまして、10月23日の記者会見におきまして、御説明させていただいたところでございますけれども、このたび、令和元年台風第15号及び第19号による本市の被害額の概算がまとまりましたので、御説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、本市における概算被害額でございますけれども、公共及び民間関連合わせて、およそ300億円に上るものと見込んでおります。まず、公共関連の主なものでございますが、道路関係で約11億円、河川関係で約46億円、港湾関係で約14億円となっております。また、市民ミュージアム関係につきましては、建物と収蔵品で約72億円となっておりますが、収蔵品につきましては、現在、被害を調査中のため、取得時の価格を計上しております。

次に、民間関連につきましては、製造業関係で約58億円、農業関係で3,000万円、住宅関係で約71億円となっております。

次に、復旧に向けた財政措置に関する基本的な考え方について、御説明をいたしますので、資料1を御覧ください。

現在、本市におきましては、台風による被害の状況や、復旧に要する時間など、あ

らゆる事情を踏まえた上で、臨機な財政措置を講じて対応に当たっているところでございます。上段のⅠを御覧ください。被災者の生活の可及的速やかな復旧に向けて、災害ごみの撤去などにつきましては、スピードを重視して、既存の予算枠を活用した流用や、5億円の予備費で対応しているところでございます。

中段のⅡを御覧ください。住宅の応急修理など、災害救助法に基づく事務につきましては、スピードが求められる一方で、災害救助基金を取り崩すための予算計上などが必要であることから、一旦、流用などで経費を支出した後に、補正予算による財源調整を行うことにより、迅速性と適確性の両立を図ってまいります。

下段のⅢを御覧ください。汚泥の処理や多摩川河川敷のグラウンドの復旧など、多額の費用を要する場合や、財源措置について、国等との調整を要する場合などにつきましては、補正予算、あるいは来年度の当初予算により対応を図ってまいります。

以上の基本的な考え方にに基づき、被害への対応方法を細分化したものが次ページの図解でございます。

図解の読み方でございますが、時系列に沿って、早期の対応を要するものを上段に、対応に時間を要するものを下段に整理しております。①の災害見舞金などの救助費関連事務から、④の比較的小規模な被害からの本市施設の復旧につきましては、右側〔A〕に記載しておりますとおり、予算の流用や5億円の予備費の使用によって速やかに対応を図ってまいります。

⑤の中小企業支援及び⑥の災害救助法に基づく事務につきましては、スピード感が求められる一方で、10億円の災害救助基金の活用など、財源の調整も必要になりますことから、先行実施の後、後日、補正予算の議決をいただきたいと考えております。

⑦の汚泥の処理や⑧番の大規模な災害からの本市施設の復旧につきましては、補正予算あるいは来年度の当初予算の措置が必要となります。いずれにいたしましても、あらゆる手段を講じながら、速やかな復旧を図ってまいりたいと考えております。

次に、緊急要望について御説明いたしますので、資料2を御覧ください。本市では、市民生活の一日も早い回復と安定に向けて、現在、全市一丸となって取り組んでいるところでございますけれども、被害が甚大であり、迅速な復旧のためには国の財政措置等の支援が不可欠であることから、国へ緊急要望を行うことといたしました。

初めに、要望予定日、要望先でございますが、明日6日、午前10時に、首相官邸におきまして、内閣官房長官、菅官房長官へ要望を行います。

次に、要望内容についてでございますが、1、激甚災害指定に伴う必要経費の確保、2、災害復旧に必要な経費の確実な配分、3、被災者の生活再建の支援、4、中小企

業等の企業再開・継続の支援、5、市民の安全・安心の確保に向けた支援・対策、以上の5項目を要望することといたしております。

なお、詳細につきましては、別紙「令和元年台風第15号及び第19号による大雨等災害に係る緊急要望」を御覧ください。私からの説明は以上でございます。

【司会】 ただいま御説明いたしました話題提供の案件と市政一般も含めまして質疑応答に移らせていただきます。進行につきましては、引き続き幹事社様、よろしくお願いいたします。

【幹事社】 まず台風の話ですけれども、被害額、現在、官民合わせて300億円ということですが、これは今後もっと増えるという感じなのか、あるいはこれで大分拾えたと思われているのか。

【市長】 今の現時点では概算ということございまして、今後、より詳細がわかってくることによって、さらに増える可能性は十分にあると考えています。例えば事業所ですとか、家屋などにつきましても、ある程度平均をとっている部分もございますので、明らかに平均を超えるものは除外しておりますことを考えますとさらに増えていく余地は十分にあると思っています。

【幹事社】 それから、被害はこれだとして、今の時点で、今回の台風で見た課題というか、教訓、来年の台風シーズンに向けてこういうことをやらなきゃいけないということが何かあれば、お願いします。

【市長】 実に多岐にわたると思います。それこそ私たちの危機管理の体制から、あるいは情報収集の仕方だとか、あるいは先日の会見でも申し上げましたけど、避難所のあり方だとか、住民の皆さんとどうやってそのあたりの情報を共有していくか、協力を求めていくかという話ですとか、あるいは今回の洪水、浸水被害などについての情報の周知、それから、その対応もそうですし、あるいは備えるということも、住民の皆さんの自助の部分と共助の部分、公助の部分でそれぞれの分野で課題が今回の災害についても見えてきたということは、本当に幅広くあると思っています。ですから、今、申し上げたこともごく一部だと思いますが、幅広く今回検証して、その対応を図っていきたいと思っております。

【幹事社】 それから、台風以外でもう一問ですが、昨日まで行われていたしんゆり国際映画祭の話題です。そこで「主戦場」というタイトルの映画について、市が様々な懸念というものを示した上で、伝えたことによって、一時、上映を見送るというような判断を主催者がしたと言われております。この点について、市としてどういうふうにお考えなのか。

【市長】 懸念を伝えたことということは、何か報道とかで表現の自由がという話だとか、圧力だとかということが言われていたりしますが、全くそういうことは考えておりませんし、そもそも内容について、私たち、言ったことは一切ございませんので、そういった意味では、今回の訴えられているという状況、その一般的に訴えられているからどうのこうのという話ではなく、今回の作品について、出演者から上映の差止めを求める裁判が訴えられているということから、懸念を表明した、伝えたということでもありますけども、言われているような表現の自由が云々という話のたぐいではないと思っています。

【幹事社】 この問題について、市長が認識したのは、知ったのはいつ、どういう段階ででしょうか。

【市長】 8月6日の段階でございます。どのような段階かということでもありますけども、これは全て終わったというか、後日聞いたことでもありますけれども、8月5日に担当のところから懸念を伝えた。そのことについて、6日に、私に報告がございました。そのことを、そうですねということで追認をいたしました。

【幹事社】 6日には直接会って、また懸念を伝えているという話もありますけれども、それは市長への報告の前後で言うとどっちですか。

【市長】 それは6日の話、時系列をとというのは、私、今日聞いていますけども。

【幹事社】 そうですか。

【市長】 6日、それはちょっと前後とか、そこには全く関係のない、私に対する報告について連動しているものではありません。

【幹事社】 はい。

【市長】 6日のときに言ったのは、主催者の中山代表のところには電話ではなく、直接話さなければならないという理由で、そのほうがいいという判断で、麻生区で別の事業に、同じ文化（振興室）の担当者が出向いていたということもありましたので、その機会を通じて現地を訪れて中山代表の予定をいただくように調整をしていたということでもあります。でも、現実には会えなかったという話であります。

【幹事社】 それは後日知ったことであって、そのときに市長から、行ったほうがいいですよとか、そういう。

【市長】 それはないです。

【幹事社】 直接言ったほうがいいですよというような指示をしたということではない？

【市長】 そうではないです。

【幹事社】 はい。わかりました。ありがとうございました。

【幹事社】 今の中山代表に直接言ったほうがいいということになったのはなぜ、どういう理由でしょうか。

【市長】 ちょっとその理由はわかりませんが、電話での話というのではなく、ちゃんとお伝えしたほうがいいんじゃないか、という意味での担当のところの判断だと聞いております。

【幹事社】 わかりました。では、5日は電話で。

【市長】 はい。

【幹事社】 先方に懸念、どういう言葉を伝えられたのでしょうか。

【市長】 正確なことを多分メモにとっているわけではないと思いますが、いわゆる内容の問題ではないということ。内容の問題ではないんだけど、裁判になっている。それも出演者が上映の差止めを求めている裁判になっているものを、上映するか、まだ上映が決定していないと思っていたということでもありますので、そういう意味では、審査に、候補に載せることがどうかという懸念を表明したと報告を受けています。

【幹事社】 それじゃ、幹事社からは以上です。

【記者】 経緯の確認をもうちょっと具体的にお伺いしたいんですけども、私が10月29日に市民文化振興室担当課長に聞いたところでは、懸念を表明したのは8月5日の1回であるという回答を得ています。30日のイベントでは、NPO側は、6日に市民文化振興室担当課長が事務局にいらして会っていると。その後も会話の機会があったと聞いていますが、懸念を示したのは結局何回なのか、いつの時点なのか、改めてもう少しお聞かせください。

【市長】 5日に電話で伝えたと。そして、今申し上げたように、6日に、実際に映画祭の事務局を訪れて前日の電話の内容を改めてお伝えしたと。当初は、今申し上げたように、中山代表にお伝えする予定も調整してくださいということをしていただいけれども、会えなかったということで、面と向かって、電話ではなく、直接事務局の方にその内容を伝えたと話をお伺いしております。

それから、これは事務局ではなく、8月7日の段階で中山代表から電話をいただいたということで、その内容について、懸念の内容を了承されたという話を伺っています。8月20日、中山代表と事務局が改めて市民文化局担当のところに来られたということで、8月5日の電話内容を改めて伝えさせていただいたと。中山代表とは電話でのやりとりだったものですから、もう1回、20日の日においでになって、そのこ

とについて伝えたと聞いています。

【記者】 合わせて4回ということでしょうか。

【福田市長】 ですね、はい。

【記者】 1回と聞いていたものだったので、ちょっと今、4回もあったというのは正直驚いているところなんです、市が懸念を表明したことでNPOの対応が上映中止ということになったことについては、是枝監督であったり、市民からもイベントでかなり批判の声が上がっていましたが、そういった声というのは、市長としてどのように受け止めていらっしゃいますか。

【市長】 私たちは、繰り返しになりますけれども、このケースで裁判になっているものについて、選定をされる前の段階、候補に載る段階でそれが俎上に上るというのは、どちらかの裁判上の有利、不利になってもいけないので、差し止めると言ったら、あるいは、差し止めない、どうぞ上映してと、そのままと言ったとしても、どっちにとっても裁判の有利、不利ということになるので、そういった懸念があるという意味での懸念を表明したということですから、それは適切だったと思いますし、あくまでも最終的に上映するか、上映しないかという判断は主催者、主催団体にあると、切り分けられていると協定上なっているということですので、そういう御判断なんだろうとは思いますが。

【記者】 懸念を表明されたのがあいちトリエンナーレの直後ということもあって、そのあたり表現の自由というところが注目されたのかなと思いますが、そのあたりが判断に影響された可能性というのはどのように。

【市長】 全くないですね。全くないと思います。少なくとも、私に6日に報告を受けたときに、何かトリエンナーレの話と結びつくような話もしませんし、影響を与えたことは一切ないです。ただ、だから、繰り返し言っていますが、映画の内容云々かんぬんは、私たち一切言ってませんから。そこだけを、よって、いろいろな方が表現の自由がどうのこうのという話をされていますけど、そこに対して何か介入したということは一切もございません。以上です。

【記者】 今後の映画祭の運営についてはどのように、関係というか、関わっていきたいとお考えですか。

【市長】 今後ですか。今後については、今回のこと、いろいろありましたんで、昨日終わったばかりですから、主催団体との意見交換もこれからしていきたいと思っています。

【記者】 ありがとうございます。

【記者】 懸念を伝えたということですが、市のほうから上映、実行のほうに対して、運営のほうに対して具体的なアドバイスとか、そういったものというのは何かされていたんですか。

【市長】 いや、アドバイス。

【記者】 懸念を伝えただけなのか、その解決に向かって何かともに取り組んだとかあったら教えてほしいんですけど。

【市長】 いや、そういうふうには報告は受けていません。懸念を表明したということだけです。あくまでも、どうするかという映画の選定については、主催者側が決めるという取決めになっていますので。

【記者】 先ほどの話で、上映することによってということだと思んですが、裁判に有利、不利の影響を及ぼしてはいけないんだというお話がありましたけれども、市民映画祭で映画が上映されることがどうして裁判に有利になるか、不利になるかという影響を及ぼすのかということは、ちょっといま一つ、あまり理解できないものから、その辺の理屈をちょっと教えていただけるとありがたいです。

【市長】 今回の裁判の内容が、出演者の方が要するに上映をやめてくれと差止めの裁判を行っていると同っています。ですから、それについて、例えば公的な機関である共催者として、それをどちらにしる、取り上げて俎上に載って、裁判係争中のところにいいですよと言えば、自治体としてそれを何となく応援したようなことになるかもしれませんし、あるいは、そうでなかった場合というのは逆の可能性があるという意味ですね。

【記者】 そうすると、懸念を伝えることもその裁判に対して何か影響を及ぼすということになりませんか。

【市長】 いえ。というか、まず選ばれたことに対してどうのこうのと言う前に、選ぶ前のそのリストの中に載っけるというのがどうかという懸念を表明しているんです。

【記者】 実際には選んで、配給側にスケジュールを伝えたりとか、もう決定はしているんですよね。

【市長】 だから、そのスケジュール感にやりとりの時期的な齟齬があったのかどうかわかりませんが、私たちの認識としては、まだ選ばれる前の段階だということと相談を受けているという状況ですので、それに対しての作品として、そこに俎上に載せるのはいかがなものでしょうかという懸念を表明しているということです。よろしいでしょうか。

【記者】 実際には、例えば長野ですとか、帯広だとかでは、自主上映という形ですけども、公的な施設を使って上映会というのがされていて、それが何か問題にされていることというのが起きていませんけれども、そうやって、あるいは。

【市長】 私どもの立場として、例えば私たちが持っている公的な施設で貸館業務として、こういう映画をやりますとかいう話というのは、どんな内容であれ、別に何の問題もないということはこれまでも。

【記者】 はい。

【市長】 私たち内容についても言っていないし、そういう場合は別に何の問題もないんじゃないでしょうか。

【記者】 それで、どうして今回は問題が出てくるんですか。

【市長】 もう繰り返しちょっとお話ししてる内容ですけど、なぜ御理解いただけないのでしょうか。

【記者】 ちょっと理解があまりできない。

【市長】 どうぞ。

【記者】 今、何に対して懸念を示したかということについて説明をいただきましたが、現実的に、昨日上映は行われたわけですから、先ほど、市長がおっしゃった懸念というものは現実的に消えていないといえますか。つまり、先ほどの論理で言いますと、上映したことによって何となく応援したことに、さっきはなりかねないというお話でしたけど、実際なりましたよね。現実化しているわけです。先ほどの論理に乗れば、係争中の映画について、映画制作側に応援したことになるわけですよね。その点について、それは、先ほどの懸念を正当だと考えるならば、昨日上映してしまったという現実、事後評価的にはかなりよくない結果だという論理にしかならないと思います。

【市長】 いや、私どもがどう考えるかじゃなくて、裁判を争われている相手、上映してほしくないという方からすれば、結果的に市は後押ししたんじゃないのと言われてかねないということは確かにあるかもしれません、おっしゃるように。

【記者】 でも、今、そこを改めて問題にする気はないということですか。

【市長】 うん？ 私どもがですか。

【記者】 つまり、そういう懸念があるかもしれないけど、ちょっと今、不透明なところがあって、その懸念があると。この映画を上映したら、訴えている原告たちにとっては、この映画をつくっている側を市が応援したと思われるかもしれないという懸念でしたよね。

【市長】 いえ、ですから、御質問で、結果的に上映されたんだから応援したということになっちゃうんじゃないですかと言われれば、上映しないでくれという当事者の方からすれば、結果そういうふうに見られるんじゃないのとお答えしています。

【記者】 それは、訴えている側がそう考えているというお返事にすぎなくて、原告側がそう言っていることに対して市としてどう評価しているんですか。

【市長】 うん？

【記者】 どうでもいいことだったら、最初から懸念なんて言わなくていいことじゃないですか。つまり、訴えている側がどう考えようとも、それはその人の考えだよねという、今はそういう判断ですか。

【市長】 もう一回お願いします。

【記者】 つまり、懸念を示された、しかし、その懸念を結果的に映画の上映は、ある種、無視する形で上映は行ってしまったわけですね、昨日。ということは、懸念といえますか、最初に市の側が映画祭に伝えた懸念といえますか、心配は消えなかったというか、現実化しているわけですよ、今。原告側に、ああ、映画側の味方をしたんだね、市はと思われてしまっているわけですね。これはどうでもいいことですか。大変なことなのか。最初からどうでもいいことだったら、こんな懸念言う必要がなかったじゃないですか。どうでしょう。

【市長】 どうでもいいと言っているのは、誰からの立場でおっしゃっているんですか。

【記者】 ですから、今、市の側がどう評価されているんですか、市長として。現実に上映してしまいましたよ。ゆゆしきことなんですか、それとも大したことない、非常に軽いことなんですか。

【市長】 大したことでも軽いことでもないと思うんですけども、要は、訴えている人と訴えを起こされている作品が、そこにとっては、ある意味、利害関係があるわけで、こういう対立関係があるものを、作品を上映し、市が共催しているものというのは懸念ありますよねということ、これは当然のことだと思うんですけども、結果上映された。何度も繰り返しになりますけれども、私どもがどう考えるかというよりも、裁判をやっている人からすると、結果、市は応援したんじゃないのと言われれば、そう見られるかもしれませんねという懸念は当たったということになるかもしれません。

だから、私どもとして、どうでもいいことでも軽いことでもありませんよ。だけど、裁判を起こしている、あるいは被害だと訴えている方からすると大変な問題じゃないでしょうかね。だから、軽い問題では僕はないと思いますよ、その人たちの立場に立

てば。

【記者】 いや、その人たちの立場はいいです。

【市長】 じゃ、どこを聞いているんですか。

【記者】 その人たちがどう思うかは、その人たちにとって大事な問題なので当たり前なんで、そんなものは映画の主催者だってわかっていることじゃないですか。市がいちいち懸念を伝えるということは、映画祭の人は相当重く受け止めたって、30日の公開の場でもはっきり言いましたし、昨日の会見でも言っています。つまり、25年間、何も口を出されなかったのに初めて口を出された。相当深刻に受け止めたようなんですね。あと、30日に公開の場で配られたときには、8月5日、川崎市より「主戦場」上映に関して共催事業内で行うことは難しいと電話を受けるということがありまして、これ、完全に公開の場で映画祭実行委の側から配付されています。ですから、ちょっと質問を移しますが。

【市長】 少なくとも、その資料について、私、見ておりませんが、そこは配られた資料と私どもの見解とちゃんとすり合わせが必要なんじゃないでしょうか。

【記者】 それでしたらば、市で再調査が必要ではないでしょうか。

【市長】 何の再調査ですか。

【記者】 市が映画祭側に何を伝えたのか、取材しても取材しても結局、不透明なんです。先ほどのように、NPOが深刻に受け止めるということは、かなり大事です。結果として、このような報道をされ、是枝監督がああいうふうに表明するなどして、一つの大きな出来事になってしまっている、そのもとが一体、川崎市が映画祭側に何を伝えたのか、再究明が必要だと思うんですよ。それを市はやる必要があるんじゃないかなと私は今思っているんですけど、いかがなんですかね、これ。

【市長】 いや、私が今申し上げたように、そういう資料が配られていると、こういうふうに書かれています。そのことについて私たちが考えていることと齟齬があるのであれば指摘しなくちゃいけないし、そこの調整は必要だと思いますよ。一緒に主催、共催でこれまでずっと長いことやってきたわけですから、そういった意味でのどうだったのかということは調べる必要はあると思いますが。

【記者】 当事者同士じゃなくて、これ、第三者委員会が必要なレベルだと考えられませんか。

【市長】 全く理解できないですね。

【記者】 もう一つ、すみません。こういうことが起きてしまう一つのかかなり大きな原因として、書面が存在しないことだと思うんです。全てが口頭で行われているから、

今、既に現実には、市の側がおっしゃっていることと映画祭が言っていることの間整合性がないんです。何でそうなるかという、口頭で行われているからなんですね。こういった表現の自由に非常に深く関わってしまうようなことについて、書面の証拠が。

【市長】 表現の自由とは全く関係のない話ですね。お話、聞いていただいていますでしょうか。表現の自由とは全く関係ない。係争中の作品の取扱いについて言うだけであって、この作品の内容がどうかなんていうことは一切会話にも出てきておりません。それが、この内容がどうのこうのとかという表現の自由だという話は、周りはそう言っているかもしれないけど、市ではそんなこと言ったことはありません。

【記者】 そうですか。

【市長】 そうです。

【記者】 でも、先ほどのお話で言うと、そもそもそういったものを上映の候補に入れること自体、問題があるというような発言になってしまうと、これはどういう論理であれ、ある種、表現の自由であったり。

【市長】 繰り返し言いますがけれども、作品の中身については一切言っていない。

【記者】 いや、中身だけ言うことが表現の自由に抵触するような事項かという話なんです。

【市長】 だから、表現の自由の話だったというのは全く的を外れていると言わざるを得ないと思いますね。

【記者】 繰り返しになりますけれども、この映画祭で上映された場合に、市が共催者として入っている映画祭で上映すれば、有利、不利に影響が及ぼすと。実際上映をされていきましたけれども、これは相手側が、裁判を起こしている人たちが、市が応援したことになるじゃないかと思う可能性がある。もしそういうふうに思っていると、市としては、そんなことはないということですよね、お立場としては。

【市長】 そんなことはないというのは？

【記者】 実際に、昨日上映をされたけれども、市は別に裁判を起こしている人、起こされている人、どっちの立場に立つわけではないんだというところは言わないわけですか。

【市長】 それは言えるけれども、形式上はどうなんですかと言われたら、なかなか弱いんじゃないのかなという懸念もありますよね。

【記者】 でも、それは市としてはどうなんですか。そう言われたとすると、そう思われているとすると、それは違くと今はおっしゃる立場ですよ。

【市長】 何を違うというか、ごめんなさい。

【記者】 裁判を起こされている側が、市がこの映画を応援しているじゃないかと言われた場合にはどうお答えになるおつもりですか。

【市長】 いや、いわゆる選定について、私たち、どういうことでも関わっていませんので、私たちが選定をする立場であれば、応援している、応援してないと直接的には言えますけれども、ただ、形式的に共催していたことが結果的には応援したということじゃないですかと言われてたら、形式上そうになってしまうかもしれませんねということは、私としてはそう見られても致し方がないかなという感覚はあります。

【記者】 でも、それはそうじゃないということをきちんと説明すればいいじゃないですか。

【市長】 何というか、その立場を明らかにすること自体が、おかしくしませんかと思えます。どちらの立場だとかということではなくて。

【記者】 それが、今回も実際そうだったように、そうやって懸念を伝えることが主催者側の判断に影響を及ぼして、それがまさに表現の自由に関わる問題として、それは映画を上映する機会とそれを見る機会を奪うと、それが失われるという結果につながるからこそ慎重な判断と慎重な伝え方が求められているんだと思うんですけれども、そういうふうにお考えにはなりませんか。

【市長】 繰り返しになって恐縮ですがけれども、例えば、訴訟中の作品が全て、こういう事態につながるかといったら、そうはならないと思いますよ。これ、一つ一つケース・バイ・ケースだと思います。繰り返しになりますけれども、今回の場合は上映の差止めを求められている。そういった裁判の作品について、映画祭で扱う作品の候補として挙げていくのは懸念があるのではないですかということを示したことは、表現の自由だとかということには全く関係のない話だということを示しています。作品の内容だとか何だとかと言ったら、検閲だとかいうことになると思いますが、そんなことは一切関係ないです、今回の案件については。以上です。

【記者】 1回表現とか置いておいて、基本的な見解をお伺いしたいんですけれども、市として懸念を示した作品というものが、昨日上映を決行されたこと自体についてはどう受け止めていらっしゃるでしょうか。

【市長】 どう受け止めているかというか、懸念は表明しました。で、上映されました。そのことについて、ああだこうだ言う立場にはないというか、あくまでも主催者が決定し、行われたということですから。良かったとも悪かったとも、そういうことではないと思います。淡々と受け止めています。

【記者】 ありがとうございます。

【記者】 とすると、例えば、今年の映画祭に対しては共催という立場でありましたが、例えば、補助金の執行の有無だとか是非だとかを改めて検証するおつもりはないということでしょうか。

【市長】 現時点でそういうことは考えておりません。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

【記者】 そうすると、差止めがされている、訴訟が起きている、この種のものについては同じような対応を今後もとっていくということになるわけでしょうか。

【市長】 そういう懸念は、今回と同じようなパターンであれば、これは一概に、全部がそうであるということになると正確性を欠くことになるかもしれませんが、1件1件、個別にそういうことが出てくればということになると思いますが、ベース、こういう上映差止めみたいな話になって、まるきり同じような案件になれば、繰り返しますが、内容とかではないですよ。そういう懸念を伝えることはおそらく変わることはないと思います。

【記者】 じゃ、いいですか。

【市長】 どうぞ。

【記者】 今の話に関連してですけど、ただ、訴訟というのは、「スラップ訴訟」という言葉が一般的にあるように、むちゃくちゃな訴訟でも提起はできてしまうので、訴訟の中身を精査せずに、今おっしゃったようなことが言えるのかどうか、実は社会的には非常に大きな疑問が起こると思うんですね。ですから、今回の「主戦場」という作品の上映差止め訴訟において、これがスラップではないとか、そういう内容の検討は市の中でどれくらいされたのでしょうか。

【市長】 先ほど申し上げたように、一概な話は言えないと思いますがけれども、今回の件については、担当局のところでもある程度のことは調べているとは思っています。

【記者】 すみません、「思います」ということは、市長としては確認されていないという。

【市長】 私がですか。

【記者】 はい。

【市長】 私が裁判の内容の深いところということですか。

【記者】 いえ。

【市長】 裁判の概要については、私は把握しましたよ。

【記者】 担当から、きちんと裁判の内容を精査して、スラップじゃないという報告

を受けたのか、今、「思います」ですと。

【市長】 それは、どうかというのは、いろんな見方があると思いますよ。ただ、今回の案件についてはそういう懸念があるよねということで私も聞いておりますし、私も判断いたしました、8月6日の時点で。

【記者】 スラップじゃないという判断が市長としてされたということですか。

【市長】 いや、それは、うーん、言い方が難しいですね。じゃ、どうやってそれは認定するのという話にもなりますから、断言できるほどのことを、確実性を持って言うことはできません。

【記者】 最初に言った質問が伝わってなかった。最後、市長が「思います」と言いましたよね。市の担当のほうでスラップじゃないと精査した、スラップじゃないと判断したと思いますとおっしゃられたんですけど、つまり、それは。

【市長】 今、お答えしたとおりです。2回目にお答えしたとおりです。

【記者】 そういうふうにはっきり報告を受けたわけではないということでもいいですか。これはスラップではない裁判であるという報告を受けたわけではなく、ニュアンスとして、市長がそう想像したという認識でよろしいですか。

【市長】 そのような確認を、これがそうであるか、そうでないかということを厳密に審査したわけではありません。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

【記者】 すみません、台風のことを聞きたいんですけど、いいですか。

【市長】 どうぞ。

【記者】 官民合わせて300億円という、概算ではありますけれども、まず、この金額の多寡についてどういうふうに受け止めておられるのかということをお伺いしたいです。

【市長】 やはり甚大な被害だと受け止めていますし、先ほども申し上げたように、これだけでは収まらない可能性があるということを考えれば、まだまだ被害が出てくることを考えていますね。プラス、直接被害というよりも、さらに間接被害という意味で、例えば、中小企業などで取引が続行できないとか、あるいは生産できない時期が長くなるということを見ると、それはさらに膨れ上がると思っていまして、そういった意味で大変甚大な被害だと思っています。

【記者】 この金額の中に、收藏品取得時金額でというのは、状況を調査中ということですけど、これ、どういうカウントをしているのか。26万点が全部なくなったとして、その取得金額をはじいているのか、どういうカウントなんでしょうか。

【市長】 26万点のうちの9万点について、いわゆる取得したもの、あるいは寄贈していただいたものでも、そのときの評価額を積み上げますとこのぐらいになると積算しております。ただ、これからそれがどういう状態なのかによって、かつ、どのぐらい修復作業とあって、いろいろ見方があると思うんですが、今ある数字というのと、実はこういう出し方しか出しようがないところにして、そういった意味での表記になっております。

【記者】 9万点が被害を受けたことに。

【市長】 いえ、そうではありません。26万点が被害を受けておりますけれども、そのうち9万点については、いわゆる保険適用、動産で保険をかけているものが9万点であって、その評価額という意味での金額になっております。

【記者】 26万点のうちどれぐらい被害を受けているか、いないかということも、大分時間がたっても、まだなかなかわからないんですが、今、どんな状況なのかというのとは。

【市長】 一部搬出というものはしております。どこまで搬出しているのかということ、フィルムについては一部出たということは聞いております。絵画についても、ほんの数量搬出したということは聞いておりますけれども、まだ大半が中に入ったままという状況になっています。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

【幹事社】 民間の被害58億円、かなり大きいのですけれども、製造業等の、具体的に言うと、どういったところの被害が大きかったのか伺えますか。

【市長】 製造業の中身という意味ですか。

【幹事社】 中小のどういう業種とか、それとも、もっと網羅的に、全般的に被害を受けたということなのか。

【司会】 財政課のほうでおわかりになれば、財政課のほうで。

【市長】 製造業、ざっくりしたもので。製造業でいきますと101件、もう広報しておりますでしょうか。のところで48億7,000万というのが、製造業101件受けています。農業で言うと45件。

【幹事社】 住宅は71億円と。

【市長】 住宅の被害については、ごめんなさい、計算式を説明してもらっていいですか。

【財政局財政部財政課長】 住宅の被害につきましては、私どもの調査で、全壊の約20件程度ということで、これ、復旧いたしますと、1件当たり大体3,000万円ぐ

らいかかるだろうということで、全壊のものが大体6億円、準半壊以上のものが1,300件ほどございましたので、これが住宅の復旧費用とか、あと家財道具、そういったものの被害が大体500万円ということで想定させていただいております、これが1,300件ございましたので65億円ということで、合わせまして71億円という、そういった推測をしておるところでございます。以上でございます。

【市長】 ごめんなさい、先ほど、業種的なことを聞かれましたけれども、中原、高津、そのほかのところも含めてなんですけど、製造業でも業種的に被害が多かったのは金属加工の部分です。2番目が機械機器製造、ここがいずれの区でも2番目に多いということになっております。それ以降は、ちょっとばらつきありますけれども、印刷だとかプラスチック加工だとかそういうことになっています。

【幹事社】 あと、補正予算で財源調整を行うとありますけれども、大体どれぐらいの規模になるんでしょうか。

【市長】 まだ精査中ということなので何とも、今の段階で、補正予算で幾らだというふうな。

【幹事社】 来年度の予算も。

【市長】 来年度の予算もです。

【幹事社】 確認ですが、今の製造業101件、農業45件と発表されたときは金額が違うと思うんですけども、その対応って何か変わっています？

【財政局財政部財政課長】 10月31日に発表させていただいている数字が、製造業101件の48億7,200万円余ということでございまして、農業も45件でございます。今日出ておるのが製造業等ということで、商店とかそういったところも含めまして57億1,580万円。件数等の差はそういったところと御理解いただければと思うんですが、したがって、農業のほうは一致しておるということでございます。

【幹事社】 農業、800万ぐらいじゃなかったでしたっけ。

【財政局財政部財政課長】 農業、896万2,000円です。

【幹事社】 この0.3億、3,000万というのは……。すみません、細かい話なんです、もし後であれば後でいいです。

【市長】 すぐわかれば。

【財政局財政部財政課長】 こちらに出ているのは、台風15号の被害も含んでおりますので、また後ほど。

【幹事社】 はい。

【幹事社】 15号と19号で内訳とか分けられるものですか。2回の合計ということですけど。

【市長】 ちょっと確認して。

【財政局財政部財政課長】 一定整理しておりますので、後ほどまた。

【幹事社】 はい。

【幹事社】 すみません、しんゆり（映画祭）に戻して、もう1点だけ。先ほどから再三出ている、係争中の原告の人たちから、11月2日付で公開質問状という形で市と主催者、受け取っていると思うんですが、これに対しての対応はされたんでしょうか、あるいは、これからするんでしょうか。

【市長】 現在、検討中です。

【記者】 今回、しんゆりの映画祭について共催をされていて、補助金を出しているわけですけども、それは市が支援している形になっていきますけれども、これは何に対して支援しているものだと市長は御理解していますか。

【市長】 それは、協定の中にもどうということかというのが含まれていて、出演料、会場費、作品の借料等々、その一部がそこに補助が出るという形になっています。そういう切り分けです。

【記者】 そうすると、市民が映画を選んで映画祭をやるという、全体に対する支援であって、それは決して、選ばれた作品の一つ一つに市が賛同するから出したというものではないわけですね。

【市長】 一つ一つというのは……。

【記者】 作品。

【市長】 ではないです。

【記者】 そうですね。そういう意味では、選んだ作品、選ばれようとしている作品に対して市が懸念を伝えるということは、共催者の立場としては必要のないことだったのではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

【市長】 御指摘が、例えば、内容のことについて、ふさわしいかふさわしくないかということで懸念を表明するのであれば、表現の自由に当たるんじゃないのとかという指摘は、なるほど、そういう部分はあるなと思いますけれども、今回の部分については全くそういうことではないので。

【記者】 今、表現の自由の手前の段階のことを言っているんですけど、共催者の立場として、繰り返しになりますけど、作品が選ばれたことへの影響を考えて懸念を示すということは。

【市長】 選ばれているという状況で懸念を表明しているのではなかったんですよ。

【記者】 選ばれようとしている作品なんです。その段階でも、そんな大差はないと思うんですけど、それに対して何か懸念を示すことが。

【市長】 最初のやりとりとすれば、7月22日に映画祭の事務局の方が来られて、どういう心配があるから来られたと報告があったと聞いています。

【記者】 それは、もしかすると、報告がいつてないのかもしれませんが、事務局の側からは、先ほど申しましたように、帯広だとか長野とかでは公的施設でも上映されていたけれども、それに対して実際に、上映しないでくれという申入れが裁判を起こしている側からあったけれども、行政としてはこういう対応をされて何も問題がありませんでしたということ、むしろ心配ありませんから、こういう対応をしてくださいと事務局側から市には伝えられたと聞いていますけど。

【市長】 それは、言った言わないだとかいうのがあるかもしれませんが、ちゃんとそのあたりは落ちついた中で、事務局の方とどういうやりとりだったか、正確に確認をしたいと思いますけれども。

【記者】 今はどういふふうに聞いているんですか。

【市長】 今の御発言だと、若干齟齬があると思いますね。

【記者】 どういふふうに聞いていますか。

【市長】 それ、また言った言わないになるので、ちゃんと正確な話をまとめた上で主催者側と話をしたいと思います。

【記者】 今回と同じように、市はまた共催という立場を映画祭、続けていかれると思うんですが、改めてこの映画祭はどんな場であればいいなという市長の思いはありますか。

【市長】 今回、ある意味、予期せぬ形で、しんゆり映画祭のことが取り上げられましたけれども、元々市民の皆さんの発意でもって始まって、この時期の一つの風物詩となっている映画祭でありますから、この作品以外のものについても、皆さん、非常に喜ばれた、楽しまれたと聞いています。そういった意味で非常に意味のある映画祭だと思っていますので、今後のあり方については皆さんとまた相談していきたいと思っています。

【記者】 ありがとうございます。

【記者】 ちょっと話が変わって、唐突な質問で恐縮なんで、お答えいただける範囲でいいんですけど、ヘイトスピーチに関する事で、街宣活動なんかで、駅前に対立が起きていることについて、市はこれまで、そういった対立のたびに、いろんなケ-

スで憂慮ですとか遺憾というようなことを表明されることもあったと思うんですけれども、例えば、市としてはああいった対立が起こること自体が好ましくないとお考えなのかどうかというのをお聞きしたいんですけれども。

【市長】 繰り返しこの場でも申し上げていると思いますが、川崎市民であれ、川崎市外から川崎の駅前を通られる方が、あのような状況が行われているというのは、皆さん、びっくりされているし、好ましい状況だとはとても思えないと思っていますので、ああいう状況がこれからないようにしてほしいというのが望んでいるところでもありますけれども。

【記者】 そう望まれている一方で、例えば、市としては何か対策ですとか対応というものは、これまでとられてきましたでしょうか。

【市長】 繰り返しですけれども、これまでのガイドラインだとか、これから条例づくりもありますし、それよりも何よりも、中長期的なことを考えれば、こういったヘイトスピーチをするような土壌を生まない環境、教育、こういったことをしっかり充実させていくことだろうと思っていますので、そういったところにも力を入れていきたいとは思っています。

【記者】 ああいった場で、実際に条例に該当するような誹謗ですとか中傷の文言が発せられない中で、今回の条例に関しては、ああいった活動とか対立に対する抑止効果というものはないと捉えてもいいでしょうか。

【市長】 これはもう当初から言っていることですのでけれども、条例ができれば全てがなくなるのかと、抑止できるのかといたら、そうではないとは思っています。ただ、法律でもうたわれているとおりですけれども、ヘイトスピーチというのは許されない行為であるということを、やはり市でしっかりと鮮明にしていくことは大事なことでと思っていますし、それに向けての対策、方策はあらゆる面で考えていく、そういう意味では条例は重いものだと思いますし、それは市民の皆さんの総意でつくり上げていきたいという思いに変わりございません。

【記者】 ありがとうございます。

【記者】 繰り返しで申し訳ないんですけれども、先ほどのしんゆりの話なんですけれども、市長は先ほど、内容に踏み込んで表現の自由に介入しているわけではなくて、それは全く的外れている指摘だとお話しされていましたが、先ほど、スラップ訴訟の話がありましたけれども、結果としてそういう訴訟を起こしている人たちが、そういう訴訟を起こすことによって、行政が懸念を示すことによって、上映されてもいいべき映画が上映されなかったということになると、それが表現の自由の侵害だと

言う方もいらっしゃるんです。そういうことまで、総合的に見ての表現の自由の侵害と指摘されていることについては、どのようにお考えでしょうか。

【市長】 うーん、それは捉え方によって、いくらでも拡大解釈はできるのではないかなとは思いますが、私たちとすれば、公正中立にやっていかなければならないという立場をこれからも厳守していきたいとは思っています。

【記者】 わかりました。

【記者】 1点だけ。公開質問状の件なんですけれども、検討中というお答えだったんですが、回答する方向で検討。

【市長】 いや、実は、1日の夜にいただいて、2日中に返してくれとかという話で、週末を挟んでいまして、まだ精査もできてないという状況ですので、検討したいと思っています。

【記者】 回答するかどうかも含めて検討という感じで。

【市長】 そうですね、はい。内容もまだ、私自身もしっかり把握できてない部分があります。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

【幹事社】 公開質問状に対する検討ですけれども、それに回答する場合は、それも公開されますか。市として発表されますか。

【市長】 うちがですか。

【幹事社】 はい。

【市長】 いや、これまでも公開質問状に対する答えというのは、その人たちに対するお答えであって、その方がどう公開するかというのは、その判断だと思いますが、私たちからいちいち、質問を受けたから全て公開するということはこれまでもやっておりませんし、これからも多分そういうことではないとは思っています。

【記者】 何度もすみません。先ほど、公平中立という言葉がありましたけれども、繰り返しになりますけれども、懸念を示すことが、それは逆に、映画をつくった側、映画を上映したい側からすると、裁判を起こしている人たちにくみしていることにならないんじゃないか、そういうふうに見られかねないと思うんですね。それに対してはどういうふうにお答えになれますか。

【市長】 おそらく、どちらの立場から見ても、両方捉える方っていらっしゃるんじゃないんですかね。

【記者】 だから、どっちでもないんだと。これは上映、共催することも補助金を出すことも、裁判に対して何か影響を及ぼすものではないんだと、どちらの立場に立つ

ているものでもないんだと言うしかないんじゃないかなと思うんですよね。それは、だから、懸念を示すこととは違う答えだと思いますけれども。

【市長】 御意見として承ります。

【幹事社】 ほか、よろしいですか。

【記者】 じゃ、最後に1点いいですか。訴訟の件は置いておいて、今回、映画祭の側は、やはり妨害等を恐れて、1回中止の判断をしたけれども、結局、上映すると決めて、小さな妨害予告の電話があったそうですけれども、とにかく無事に終えたということなんですね。ただ、訴訟の件は、今回特殊のケースとして置いておきますが、ほかに、この映画をやると上映妨害するぞみたいなことを言われる映画って、多分複数あると思うんです、ドキュメンタリー映画で。そういう場合においても、市としては、そういったのは妨害に屈せず、もちろん安全性確保、担保してという前提ですけれども、そういったものは極力リスクを解決して行って上映すべきというスタンスでおられるということによろしいですね。

【市長】 幅広めの質問ですので、なかなかお答えしづらいですね。というのは、いろんな団体から後援を求められているケースだとか共催を求められるケースっていっぱいあります。その中に、多分に政治的な活動だとかというのに共催してくれとか後援してくれとかという話があって、それは、先ほど申し上げているとおり、中立公正な立場で1件1件審査しているということでありますから、形態によって随分と違うと思います。ですから、そのあたりというのは、ざっくり、内容にかかわらず全部応援していくんだとかという話だと、ちょっとお答えしづらい。

【記者】 映画に限ってです。

【市長】 映画に限って言っても、いろいろ難しいところはあると思いますね。例えば、貸館業務でやって独自で上映されるということに対して、私たち、何も言う立場にございませんということですから、それはまさに表現の自由でやられるというのが当然の権利だと思いますし、そこを侵害されることがあってはならないと思いますけれども。

【記者】 妨害とかそういったものによって脅かされてはならないという原則で市長も考えているということによろしいんですね。今回、多分、実際に、映画祭側ですっと悩んでいたのは妨害行動なわけですね。そういったものは。

【市長】 妨害行動って、それに。まず、私どももしっかりと映画祭の関係者の皆さんと落ちついた段階で、いろんなものを話していきたいと思っています。それぞれの場面でどういう状況だったのかということをしつかりと詳しく聞き取りたいと思って

います。

【記者】 中止した経緯というか、映画祭を中止した理由とかは存じてなかったということですか。「主戦場」を上映中止にした理由を市長として把握されてなかった。

【市長】 いや、知っていますけれども、それも極めて伝聞なんですよね。担当者を通じて来ている話だとか、報道から通じてこういうコメントを出しているということについても承知はしておりますけれども、どういう意図でそういう発言をされたのかということもしっかりと確認していく必要がいろいろなところであるなと思っています。

【記者】 現時点ではそういうことですね。わかりました。

【幹事社】 ほか、よろしければ。

【司会】 以上をもちまして、定例市長会見を終わりにします。どうもありがとうございました。

(以上)

・この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044(200)2355